

「公害健康被害予防事業の事業実施効果の分析・評価検討調査」

業務に係る企画募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、「公害健康被害予防事業の事業実施効果の分析・評価検討調査」の業務を行います。

つきましては、今回、業務を請負う業者の選定のため企画書を公募します。請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成21年6月29日(月)までに企画書等を提出してください。

平成21年6月18日

独立行政法人 環境再生保全機構

予防事業部環境保健課

「公害健康被害予防事業の事業実績効果の分析・評価検討調査」の業務に係る企画募集要領

1. 目的

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」)では、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、地域住民のぜん息等の発症予防や健康回復等を図るため、地方公共団体とともに、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業からなるソフト3事業を実施してきたところである。

このような状況において、平成19年12月「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定され、公害健康被害予防事業についても定量的な指標による事業実施効果の測定及び把握に努め、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善することが求められた。

このため、本調査では、ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握のための事業対象者に対する調査を各事業を実施している地方公共団体との協力のもとに試行的に行うとともに、その結果の集計・解析と分析・評価を行い、平成22年度以降に実施する調査票案を作成することを目的とする。

2. 企画書及び見積書上の記載事項・提出資料

仕様書(3.(1)資料配付場所にて配布)に基づき、以下の企画書及び見積書等を作成・提出して下さい。なお、本件発注に係る予算は平成21年度からの2年間で2,600万円(消費税含む。)を予定していますので、これを目安に見積書を作成して下さい。

※ 提出資料

以下の資料を各10部提出して下さい。資料は、(3)提出場所へ持参するか郵送して下さい。郵送の場合でも、提出期限内に提出場所へ必着とします。

- ①企画書及び見積書(項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。)
- ②過去に地方公共団体との協働により、ぜん息患者等の健康に関する疫学調査の実績(本業務実施に有効と考えられる業務)
- ③「JISQ15001」に適合した個人情報管理または同等以上の個人情報管理が可能であることを証する書類

3. 問い合わせ先、事業概要、仕様書の資料配布場所及び配布期間

(1) 問い合わせ先、資料配付場所

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境保健課 担当：中田、中園

(所在地) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階

(電話) 044-520-9568

(FAX) 044-520-2134

(2) 資料配布期間

平成21年6月26日(金)までの10:00から17:00までとします。(ただし、平日の12:15から13:00、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(3) 企画募集の説明会の日時と場所

平成21年6月23日(火) 11時00分から

川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室A

4. 提出期限、提出場所、一次審査等

(1) 提出期限

平成21年6月29日(月)までの10:00から17:00までとします。(ただし、平日の12:15から13:00、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。郵送の場合は時間内に必着とします。)

(2) 提出場所

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境保健課 担当：中田、中園

(所在地) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階

(電話) 044-520-9568

(FAX) 044-520-2134

(3) 一次審査、プレゼンテーション

審査に当たっては、提出された企画書について一次審査を行い、高い評価を獲得し選定された企画書に関する提案業者からプレゼンテーション(30分程度(質疑応答5分含む))を実施していただきます。

なお、プレゼンテーションの日時、場所は後日連絡いたします。

* 一次審査は、4社以上募集があった場合のみ行います。また、プレゼンテーションは、一次審査で選定された企画書のみで行います。

5. その他

採用、不採用については個別に連絡します。

「公害健康被害予防事業の事業実績効果の分析・評価検討調査」業務請負業者の選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方式により、業者選定を行う。

1. 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「公害健康被害予防事業の事業実績効果の分析・評価検討調査業務請負業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）を組織し、当該業務に最も適した業者を選定する。

2. 選定の基準及び方法

(1) 選定基準

別添2のとおり

(2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方式で当該業務に適した業者を選定する。

① 予防事業部各課1名～2名程度の職員が選定評価基準に基づいて一次審査を行い、企画書審査票（別紙様式2）に審査結果を記載する。

一次審査において高い評価を獲得した企画書上位3点を選定委員会に諮る。

② 別紙様式2の審査項目について、優れていると思われる場合は5点、普通であると思われる場合は3点、劣れていると思われる場合は1点を付けるものとし、1点から5点までの5段階で点数を付けるものとし、各審査項目の合計点を企画書毎に計算。

③ 別紙様式1の審査結果の欄に、選定委員会メンバーの審査結果の点数を平均して記入。

④ 選定委員会において、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーション（30分程度）、一次審査の結果、会社規模、過去の実績、見積価格等を踏まえて企画内容を吟味し、最も優れた企画書を選定し、請負業者を決定する。

* 但し、4社以上募集があった場合のみ一次審査行う。なお、一次審査で選定された企画書のみプレゼンテーションを実施することとする。

「公害健康被害予防事業の事業実施効果の分析・評価検討調査」

業務請負業者選定委員会設置要綱

1. 目的

「公害健康被害予防事業の事業実施効果の分析・評価検討調査」業務請負業者を適切に選定するため、「公害健康被害予防事業の事業実施効果の分析・評価検討調査」業務請負業者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、「公害健康被害予防事業の事業実施効果の分析・評価検討調査」業務に係る企画書募集要領に基づき提出があった企画書、見積書及びその他の資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される。

委員長	独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部長
副委員長	独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境保健課長
委員	独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部管理課長
	独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課長
	独立行政法人環境再生保全機構 経理部経理課長
	独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境保健課課長代理

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※ プレゼンテーション開催時に委員長が不在のときは、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する

4. 運営方法

「公害健康被害予防事業の事業実施効果の分析・評価検討調査」の企画書募集要領に基づき応募があった企画書に基づき環境保健課において、「企画書の審査表」（別紙様式2）に基づき一

次審査を行う。一次審査において高得点を獲得した企画書上位3点程度について、選定委員会
が審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーションを受け、「企画書の審査
表」（別紙様式2）に基づき各委員ごとに採点する。その後、委員による審査結果、業者の実績
等を加味し、委員長の決定をもって最終決定とする。

【採点基準】

優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

上記採点結果を元に、以下に従って業者を決定する。

(1) 採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を請負業者とする。

(2) 平均点が同点の場合、次の基準で請負業者を選定する。

- ① 「優れている（5点）」の数が最も多いものを請負業者とする
- ② 「優れている（5点）」の数が同数の場合は、「やや優れている（4点）」
の数が最も多い者を請負業者とする
- ③ 「やや優れている（4点）」の数も同数の場合は、「普通（3点）」の数が
最も多い者を請負業者とする
- ④ 「普通（3点）」の数も同数の場合は、「やや劣っている（2点）」の数が
最も多い者を請負業者とする
- ⑤ 「やや劣っている（2点）」の数も同数の場合は、委員の多数決により
請負業者を選定する

* 但し、4社以上募集があった場合のみ一次審査を行う。なお、一次審査で選定された企画書のみ
プレゼンテーションを実施することとする。

5. 庶務

選定委員会の事務手続き等については、独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健
課保健第二係において処理する。

6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(別添2)

「公害健康被害予防事業の事業実施効果の分析・評価検討調査」業務の業者選定基準

1. 本調査を行う上で、十分な実施体制となっているか。また、プロジェクトリーダー、プロジェクトメンバーは、大規模な疫学調査または統計調査に関する広い知識と調査経験を有しているか。
2. 予防事業の事業内容等、目的を理解しているか。
- 3 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握調査
 - 3-1 調査票の配布・回収に当たり地方公共団体との緊密な連絡・調整体制が企画書に明確かつ適切に示されているか。
 - 3-2 調査票の集計・解析について、ソフト3事業ごとの集計結果のほか、地方公共団体ごとの集計結果をとりまとめ、当該団体に送付することが企画書に明確かつ適切に示されているか。
 - 3-3 分析・評価について、地方公共団体が実施する事業内容（実施時期、実施期間、実施方法等の特殊要因）を的確に勘案した上で、事業実施効果の分析・評価を行うことが企画書に明確かつ適切に示されているか。
 - 3-4 平成22年度以降の本調査に向けての調査票の検討業務について企画書に明確かつ適切に示されているか。また、調査票案の作成に当たって、健康診査事業における乳幼児を対象とした調査方法についての検討が明確かつ適切に示されているか。
4. 水泳訓練事業参加者データの集計・解析、地方公共団体が実施しているネブライザー貸与事業の実施効果（質問票の作成とそれに基づく試行調査）及び国内外の文献調査について、調査項目、調査手法等が企画書に明確かつ適切に示されているか。
5. 過去に地方公共団体との協働により、ぜん息患者等の健康に関する疫学調査の実績など、本業務実施に有効と考えられる業務に携わったことが企画書に記載されているか。
6. 経費の内訳が明確で妥当性が認められるか。
7. 「JISQ15001」に適合した個人情報管理または同等以上の個人情報の管理が可能であることが企画書に記載されていること。
(※(財)日本情報処理開発協会が発行したプライバシーマーク使用許可証の写しなどがあるか)

企 画 書 の 審 査 票

(企画書番号：) (企画書を提出した業者名：)

番号	審 査 項 目	点数 (1～5点)
1	本調査を行う上で、十分な実施体制となっているか。また、プロジェクトリーダー、プロジェクトメンバーは、大規模な疫学調査または統計調査に関する広い知識と調査経験を有しているか。 コメント	
2	予防事業の事業内容等、目的を理解しているか。 コメント	
3 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握調査		
3-1	調査票の配布・回収に当たり地方公共団体との緊密な連絡・調整体制が企画書に明確かつ適切に示されているか。 コメント	
3-2	調査票の集計・解析について、ソフト3事業ごとの集計結果のほか、地方公共団体ごとの集計結果をとりまとめ、当該団体に送付することが企画書に明確かつ適切に示されているか。 コメント	
3-3	分析・評価について、地方公共団体が実施する事業内容(実施時期、実施期間、実施方法等の特殊要因)を的確に勘案した上で、事業実施効果の分析・評価を行うことが企画書に明確かつ適切に示されているか。 コメント	
3-4	平成22年度以降の本調査に向けての調査票の検討業務について企画書に明確かつ適切に示されているか。また、調査票案の作成に当たって、健康診査事業における乳幼児を対象とした調査方法についての検討が明確かつ適切に示されているか。 コメント	
4	水泳訓練事業参加者データの集計・解析、地方公共団体が実施しているネプライザー貸与事業の実施効果(質問票の作成とそれに基づく試行調査)及び国内外の文献調査について、調査項目、調査手法等が企画書に明確かつ適切に示されているか。 コメント	
5	過去に地方公共団体との協働により、ぜん息患者等の健康に関する疫学調査の実績など、本業務実施に有効と考えられる業務に携わったことが企画書に記載されているか。 コメント	
6	経費の内訳が明確で妥当性が認められるか。 コメント	
7	「JISQ15001」に適合した個人情報管理または同等以上の個人情報の管理が可能であることが企画書に記載されていること。 (※(財)日本情報処理開発協会が発行したプライバシーマーク使用許可証の写しなどがあるか) コメント	
合 計 点		

【総合的コメント】※特に評価するべきことがない場合は3点(普通)とする。

(注) 各審査項目毎の配点方法は以下のとおり。

優れている・・・5点 やや優れている・・・4点
 普通・・・3点 やや劣っている・・・2点
 劣っている・・・1点

氏名